

令和2年度 大阪府 市民後見人養成講座 オリエンテーション及び基礎講習 募集要領

〈おことわり〉

この要領は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、掲載内容が変更となる場合がございますこと、あらかじめご了承ください。

1. 趣 旨

平成12年4月に「成年後見制度」がスタートして、今年度で20年が経過しました。

認知症高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域移行（自らが選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ること）が進む中で、判断能力が十分でない方の生活を見守り、財産を管理する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の必要性はより一層高まっています。

一方で、親族が本人の後見人等となっている割合について、少子高齢化や核家族化の影響などから年々減少しています。このような背景から、親族以外の後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士、法人等）に加え、新たな担い手として、地域で身近な関係を活かした支援を行う「市民後見人」の後見活動に期待が寄せられています。大阪府（大阪市・堺市を除く）の市民後見人の養成は、平成23年度から始まり、現在大阪府内21市町で212名の方が市民後見人バンクに登録されています。

たとえ判断能力が十分でなくなっても、だれもが「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」という思いに寄り添うことができるよう、市民後見人の活動をしてみたいと思われる方に市民後見人バンクに登録いただくため、「大阪府 市民後見人養成講座」を実施します。

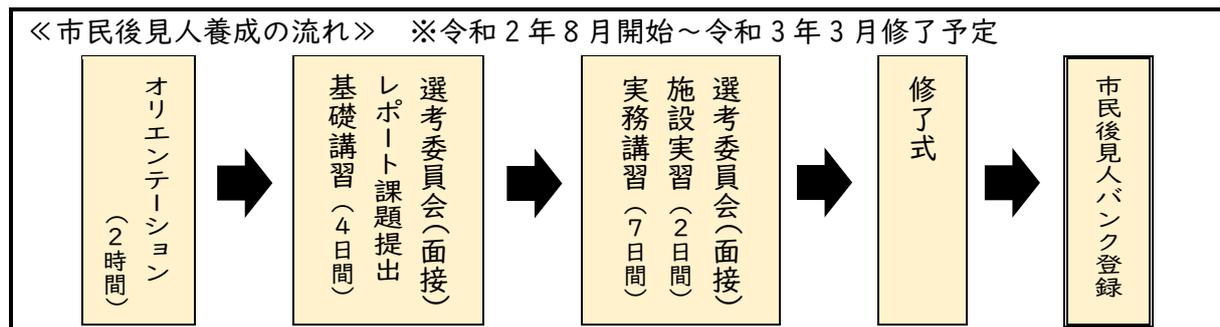
2. 大阪府 市民後見人養成講座の特徴

大阪府 市民後見人養成講座は、将来「市民後見人」として活躍していただくため、市民後見人バンクに登録していただくことを目的として開催します。「市民後見人」は、「生活を見守る」「年金等の限られた収入を被後見人のために、どのように使っていくかを考え執行する」など、被後見人（大阪府民）に必要な身上監護や財産管理等の後見業務を行う、報酬を前提としない活動です。

講座を修了しても、必ずしも全ての方が後見人になれるとは限りません（この講座の受講により、後見人の資格を得られるわけではありません）。後見人として就任するためには、家庭裁判所に選任される必要があります。

市民後見人養成講座は、家庭裁判所に推薦できる高い見識と社会貢献への熱意をもった方に一定の知識や技術を身につけていただくもので、基礎講習終了後、引き続き実務講習やフォローアップ研修等を行います。

〈市民後見人養成の流れ〉 ※令和2年8月開始～令和3年3月修了予定



3. オリエンテーション

市民後見人養成講座 基礎講習の開催に先立ち、成年後見制度や市民後見人活動についてご理解をいただくため、原則としてオリエンテーションをご受講いただきます。

(1)開催日時および会場 ※次のいずれか1回を選択し、受講してください。

会場区分	開催日時	会場
大阪市会場	令和2年7月27日(月) 14時30分～16時30分	大阪社会福祉指導センター5階多目的ホール 所在地：〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 アクセス：①大阪メトロ谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅4番出口より徒歩約6分 ②大阪メトロ谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅2番出口より徒歩約10分 ③近鉄「大阪上本町」駅より徒歩約15分
	令和2年8月8日(土) 14時30分～16時30分	
岸和田市会場	令和2年8月1日(土) 14時30分～16時30分	岸和田市立福祉総合センター3階大会議室 所在地：〒596-0076 岸和田市野田町1-5-5 アクセス：南海「岸和田」駅から徒歩約5分

(2)プログラム

- ①講演「成年後見制度の概要」
- ②市民後見人活動のご紹介とサポート体制について
- ③「市民後見人養成講座」受講についてのご案内

(3)参加定員 各会場とも70名程度

(4)参加費 無料

4. 基礎講習

基礎講習では、成年後見制度の理解と権利擁護の考え方や対象者(被後見人)の理解、後見人の職務等基礎的な知識を全4日間の日程で幅広く修得していただきます。

また最終日にはバンク登録を前提として、次の「実務講習」の受講を希望される方に対し個別面接を実施し、基礎講習の出席状況等も考慮しながら選考をいたします。

(1)基礎講習受講資格 ※次の①～⑥すべてに該当する方

- ①原則として「オリエンテーション」に参加し、講座の趣旨をご理解いただいた方
- ②次の大阪府内17市4町のいずれかに在住または在勤の方
池田市・豊中市・高槻市・茨木市・枚方市・門真市・東大阪市・八尾市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・大阪狭山市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町
- ③令和3年4月1日現在(市民後見人バンク登録時)の年齢が満25歳以上70歳未満の方(後見活動は長期間になる可能性があるため年齢要件を設けています。)
- ④成年後見制度及び社会福祉活動に理解と熱意のある方
- ⑤市民後見人として活動する意志のある方(後見業務の養成研修を有する団体に所属している方や親族以外の方の後見人として活動している方をのぞく)
- ⑥原則として基礎講習のすべての日程・科目(4日間)を受講できる方

(2) 受講会場

受講会場は「大阪市会場」と「岸和田市会場」がございます。オリエンテーションと異なり、お住まいまたは勤務先の所在する市町により会場が異なりますので、ご注意ください（原則として、受講者は会場を選択できません）。

会場区分	受講会場 (オリエンテーションと同会場)	該当市町
大阪市会場	大阪社会福祉指導センター 5階多目的ホール 所在地：〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 アクセス：①大阪メトロ谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅4番出口より徒歩約6分 ②大阪メトロ谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅2番出口より徒歩約10分 ③近鉄「大阪上本町」駅より徒歩約15分	池田市・豊中市・高槻市・茨木市・枚方市・門真市・東大阪市・八尾市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・大阪狭山市 のいずれかに在住・在勤の方
岸和田市会場	岸和田市立福祉総合センター 3階大会議室 所在地：〒596-0076 岸和田市野田町 1-5-5 アクセス：南海「岸和田」駅から徒歩約5分	岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町 のいずれかに在住・在勤の方

(3) 開催日時およびプログラム

	大阪市会場 日程	岸和田市会場 日程	時間	テーマ	学習内容
1 日 目	8月22日 (土)	8月29日 (土)	9時45分 ～10時00分	開講式	
			10時00分 ～12時00分	社会福祉の動向と権利擁護 市民後見人の背景と理念	「地域福祉」や「権利擁護」の理念を理解し、市民後見が求められる背景、市民後見人の必要性や役割を認識する。
			13時00分 ～16時00分	成年後見制度の概要 権利擁護の考え方と実際	成年後見制度の理念、法定後見・任意後見の概要、後見人等の職務について理解する。支援を要する人の権利擁護について理解し、虐待を含めた権利侵害の実際、意思決定支援について学ぶ。
2 日 目	9月5日 (土)	9月12日 (土)	10時00分 ～11時30分	社会福祉制度の概要	高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護等福祉制度の概要を理解し、地域ネットワーク、機関連携の重要性を理解する。
			11時30分 ～12時00分	日常生活自立支援事業と 成年後見制度	日常生活自立支援事業の概要、成年後見制度との関係等について理解する。
			13時00分 ～14時30分	対象者の理解①	精神障がい者の特性について理解する。
			14時30分 ～16時00分	対象者の理解②	知的障がい者の特性について理解する。

	大阪市会場 日程	岸和田市会場 日程	時間	テーマ	学習内容
3 日 目	9月19日 (土)	9月26日 (土)	10時00分 ～11時30分	対象者の理解③	認知症高齢者の特性について理解する。
			11時30分 ～12時30分	申立てのながれと 家庭裁判所の役割	裁判所の申立から後見開始までのながれと申立実務を学ぶ。
			13時30分 ～14時45分	後見人の職務①	実際の後見人の職務について、主に身上監護業務を学び具体的な実務を理解する。
			14時45分 ～16時00分	後見人の職務②	実際の後見人の職務について、主に財産管理業務を学び具体的な実務を理解する。
4 日 目	10月17日 (土)	10月24日 (土)	10時00分 ～12時00分	後見人の職務③	専門職と市民それぞれの実際の後見業務の事例について学び市民後見人の実務についてのイメージを高める。
			13時00分 ～15時00分	事例検討 (グループワーク)	後見事例に基づいた支援方針等の検討を通じ、成年後見人としての対応を考える。
			15時00分 ～15時15分	実務講習について	実務講習へ向けたガイダンス
			15時30分 ～16時45分	個別面接	市民後見人の基本的な役割と業務の理解

(4)参加定員 各会場とも70名程度

(5)参加費 無料

(6)申込方法 所定の「受講申込書」により、~~令和2年7月10日(金)まで~~に、郵送またはFAXでお申し込みください。⇒**申込期限を撤廃しました(直前まで受け付けます)**。

(7)受講決定 受講申込書の記載内容をもとに書類審査を行い、申し込み多数の場合は選考のうえ受講者を決定し、令和2年7月10日(金)頃までに郵送でお知らせをいたします。受講いただけない場合も、その旨お知らせします。

(8)基礎講習終了後から活動開始まで

○基礎講習終了までにレポートを提出していただき、最終日に面接を行い基礎講習の出席の状況等も考慮し、実務講習を受講いただく方を選考させていただきます。

《令和2年度実務講習 開催予定》

会場区分	開催日程(全7日間)	
	1～3日目	4～7日目
大阪市会場	①11月14日(土) ②11月28日(土) ③12月12日(土)	※大阪市会場にて合同実施 ④1月9日(土) ⑤1月30日(土) ⑥2月13日(土) ⑦2月27日(土)
岸和田市会場	①11月21日(土) ②12月5日(土) ③12月19日(土)	

※開催期間中、2日間の施設実習を別途開催いたします。

※全課程を修了された方を対象に、令和3年3月13日(土)に修了式を予定しています。

- 実務講習終了後、市民後見人バンクに登録申請された方に面接等による選考を行い、市民後見人候補者として市民後見人バンクに登録させていただき、家庭裁判所への推薦やその後の活動を支援します。後見人となるためには、家庭裁判所に選任される必要があり、後見人候補者となる際には、資産及び収入や負債の状況等を家庭裁判所に提出していただく必要があります。
- 後見人としての活動にあたっては、交通費や通信費等の実費は、被後見人の資産から支払われますが、報酬を前提としない社会貢献的な活動であることを十分ご理解ください。詳細については、「市民後見人養成講座に関するQ & A」(6ページ以降)をご参照ください。

- (9)主 催 大阪府・大阪府社会福祉協議会
池田市・豊中市・高槻市・茨木市・枚方市・門真市・東大阪市・八尾市・
富田林市・河内長野市・羽曳野市・大阪狭山市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・
泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町
- (10)共 催 豊中市社会福祉協議会・枚方市社会福祉協議会・東大阪市社会福祉協議会・
八尾市社会福祉協議会・富田林市社会福祉協議会・岸和田市社会福祉協議会・
泉佐野市社会福祉協議会

《事務局（お申し込み先・お問い合わせ先）》

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室（担当：畑中・堤添）
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター3階
TEL：06-6764-7760（受付時間：平日9時00分～17時30分） FAX：06-6764-7811

市民後見人養成講座に関する Q&A

- Q1 後見人養成講座を受けると、後見人の資格が得られるのですか？ …… 7
- Q2 市民後見人として選任され、後見業務を担う場合、
報酬はあるのですか？ …… 8
- Q3 後見人の職務内容は？介護も仕事？ …… 9
- Q4 市民後見人の仕事は？役割は？ …… 10
- Q5 市民後見人に求められる資質は？ …… 10
- Q6 仕事をもっている、後見人の業務ができるのでしょうか？
また、どのくらいの時間が後見の業務に必要なのですか？ …… 11
- Q7 親族の後見人になりたいと考えていますが、
この講座を受けられるのですか？ …… 11
- Q8 基礎講習の受講にあたっての選考とはどういうものですか？
また、その際の選考基準は？ …… 12
- Q9 実務講習はどのような内容で、いつ、どのくらいの期間で
実施される予定ですか？ …… 12
- Q10 市民後見人バンクに登録したあとに、他市に転居をしたり
勤務先が変わった場合は？ …… 13

Q1 後見人養成講座を受けると、後見人の資格が得られるのですか？

この講座は、受講することによって何らかの「資格」が得られるとか、行政が後見人として「お墨つき」を与える、などという性格のものではありません。

もともと、後見人となるための特別な資格はありません。次の欠格事由に該当する人以外で、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに本人との利害関係の有無、本人の意見その他一切の事情を考慮して家庭裁判所が選任します。(民法第843条より)

《欠格事由(民法第847条)》

ア 未成年者

イ 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人または補助人

ウ 破産者

エ 被後見人に対して訴訟をし、またはした者及びその配偶者並びに直系親族

オ 行方の知れないもの

※利益相反関係にある本人の入所施設関係者(施設長など)も原則的に選任されない。

現状では親族の方が後見人となる場合以外は、家庭裁判所は信頼できる専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)や法人を選任しています。この「市民後見人」という取り組みは、全国でもまだ始まったばかりで、家庭裁判所の信頼を得られるような質の確保が求められております。

今後、基礎講習に引き続き実務講習等を積み重ね、講習を受けられた方の中から、十分な知識と技術等が身についた方について、家庭裁判所に後見人候補者として推薦していく予定です。その中で、家庭裁判所が後見人として選任した方のみが、後見業務を担う事になります。(受講者すべての方が、後見人となれるものではありません)

あくまでも、家庭裁判所が選任するにふさわしい方を養成する事業です。

なお、後見人等候補者として推薦する際には、家庭裁判所に候補者の資産及び負債の状況等の資料を提出する必要があります。

Q2 市民後見人として選任され、後見業務を担う場合、報酬はあるのですか？

市民後見人の活動については、報酬付与の審判申立は、行わないことを前提としています。

なお、後見業務に要した実費は、被後見人の資産から支払われます。

後見人報酬は、当然に得られるものではなく、「家庭裁判所は後見人及び被後見人（本人）の資力その他の事情によって、被後見人（本人）の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる」（民法862条）、と規定されています。そのため、後見人等が報酬を得るには、報酬付与の審判申立を行い、裁判所の決定を得る必要があります。報酬付与の申立がなされて初めて家庭裁判所は報酬を与えるか否か、与える場合にはその額を審判で決定します。よって、ご本人に資力がない事案では、後見人報酬を得られない場合も多くみられます。

市民後見人が後見人として選任される事案は、本人に比較的資力が少なく、身上監護（保護）を中心とした案件が想定されます。また、市民後見人は、社会貢献への意欲が高く成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた方が、地域における相互支援活動として市民という立場を活かした身近なところで後見活動を行っていただくものです。報酬を前提としないことで、その特性を十分に発揮できるものと考えています。

Q3 後見人の職務内容は？介護も仕事？

介護や家事のような事実行為は、後見人の業務ではありません。ご本人の生活に必要なことであっても、直接後見人が行うのではなく、必要な福祉サービス等を利用することができるよう、行政機関やサービス提供事業者と調整し、必要な契約等を行うことが後見人の業務です。

後見人が果たすべき役割と職務は、「身上監護（保護）と財産管理」とされています。身上監護とは、本人の生活状況や身体状況等に配慮して、本人の生活を守る事です。実際の職務の内容は、後見・保佐・補助の類型によっても異なりますし、個々の事案によって求められる内容も違ってきますので一概にはいえませんが、次のような職務が想定されます。

《後見人として想定される職務内容》

- ・ご本人の財産の把握と管理（財産目録や収支状況報告書の作成）
- ・年間の収支計画の作成
- ・ご本人の日常生活を維持するうえで必要な生活費や預貯金の管理
- ・生活状況の把握と、必要な福祉サービス等の利用契約
- ・サービス内容に関する事業者等との調整
- ・悪質な訪問販売等からの保護（不必要な契約の解除など）
- ・家庭裁判所への後見事務の報告など

また、婚姻・養子縁組など本人の意思のみによってなされるべき事柄（一身専属行為）は後見人の権限として認められておりませんし、手術など医療行為に関して承諾する権限もありません。

Q4 市民後見人の仕事は？役割は？

基本的には一般の後見人と変わりませんが、市民後見人は、週1回ご本人のもとを訪問することを原則とした丁寧な活動を続けており、複雑な法律問題や紛争がなく、専門職でなくても対応できるケースを受任し、生活等の見守りや「限られた年金等の収支をご本人のためにどのように使っていくかを考え執行する」など、身上監護中心でご本人に必要な後見業務を行います。

後見人の役割は、判断能力が十分でないことにより、自らの権利を守ったり、安定した生活を維持することが困難な方のために、必要な契約や法律行為をご本人に代わって行うことなどにより、その方の生活と権利を守ることにあります。

報酬を前提としない活動であるとはいえ、後見人であるからには、そこには法律的、社会的な重い責任が伴います。後見人の業務は、ご本人が亡くなるまで、責任をもって担っていただくこととなります。また、後見業務については、家庭裁判所の監督を受け、収支状況の報告等の事後処理も適切に行う必要があります。

※市民後見人の仕事は、法定後見の後見業務であり、任意後見契約については、対象としません。

Q5 市民後見人に求められる資質は？

後見業務を適切に行うための知識や技術の習得はもちろんですが、後見人として一番大切なことは、ご本人の気持ちにしっかりとより添い、ご本人に本当に必要なのは何かをご本人や親族、支援者等と一緒に考え、それを行動に移していく姿勢です。

判断能力が十分でない方であっても、実際に日々の生活を営み、そこに安心、幸福を感じるのはご本人です。後見人として自分の価値観や判断を一方向的に押し付けるのではなく、ご本人の安心と幸せを求める気持ちをうまく引き出し、それを行動に移すお手伝いをする、という謙虚な姿勢が求められます。

市民後見人は、親族でもなく、弁護士等の専門職でもありません。ご本人と同じ一生活者としての感覚を大切にして、同じ目線で共感しながらご本人や親族等との信頼関係を築いていくことが何よりも重要です。

**Q6 仕事をもっている、後見人の業務ができるのでしょうか？
また、どのくらいの時間が後見の業務に必要なのですか？**

後見人の業務内容は、その案件によりさまざまであるため、一概には言えませんが、一般的に後見人の業務と仕事を両立することは不可能ではないと考えられます。（実際に仕事と活動を両立されている市民後見人はたくさんいらっしゃいます。）

しかし、普段は休日に業務を行うだけでよい事案でも、急に平日に呼び出されて対応せざるを得ない事態も想定されますし、また、各種手続きなどでどうしても平日の昼間に活動が必要なこともありますので、平日にお休みを取るのが難しいようだ、後見業務が十分できないことも懸念されます。

これらの点を踏まえ、お仕事との兼ね合いをお考えいただいたうえで、ご応募いただきたいと考えます。

Q7 親族の後見人になりたいと考えていますが、この講座を受けられるのですか？

この講座は、特定の方のための後見人を養成するものではなく、広く一般に後見人を必要とされている方の後見業務を担っていただける方を対象としております。

将来的に誰の後見人になるかはわかりません。親族の後見人になることのみが目的、という方につきましては、今回の養成講座の対象とは異なりますので、ご遠慮いただきたいのでご理解ください。

親族の後見人に、とお考えの場合は、家庭裁判所に申立てる際の申立書に、後見人候補者として名前を記載のうえ必要書類を提出すれば、面接等を経て家庭裁判所がその方にふさわしい後見人かどうかを判断することになります。

なお、すでに親族の後見人になっている、もしくは親族の後見人になる予定で、その経験を有効に活かして、今後他の方の後見人としても広く活動していきたい、という方については対象となります。

**Q8 基礎講習の受講にあたっての選考とはどのようなものですか？
また、その際の選考基準は？**

基礎講習の受講については、申し込み数が定員枠を越えた場合は書類選考となります（各会場とも70名程度）。

選考にあたりましては、応募資格を満たしているかどうかを確認のうえ、受講申込書に記載していただいた内容から、

- ・養成講座の趣旨をよく理解しているか
- ・成年後見制度における後見人の活動等について、適切な目的意識・意欲があるか

という視点で採点し、最終、資格、年齢等も考慮したうえで、総合的に選考します。

また、定員枠内であっても、応募資格を満たしていない方や、趣旨をご理解いただいていない方については受講対象となりません。

Q9 実務講習はどのような内容で、いつ、どのくらいの期間で実施される予定ですか？

後見業務を担うにあたって、より実践的な実務についての講習を行います（財産目録の作成の仕方、後見計画の立て方など演習も含む）。

実務講習の受講者については、基礎講習終了までにレポートを提出していただき、最終日に面接を行い、出席の状況なども考慮し、選考する予定です。

実務講習（大阪市会場・岸和田市会場）の開催については、7日間実施し、その間に施設実習を2日間行う予定です。

詳細な開催時期につきましては、4ページ「(7)基礎講習終了後から活動開始まで」をご参照ください。

Q10 市民後見人バンクに登録したあとに、他市に転居をしたり勤務先が変わった場合は？

大阪府の市民後見人の養成と活動支援は、大阪市・堺市と同じ理念、同じ活動の基準（マニュアル）で行っていますので、転居先や勤務先が次の市町でしたら市民後見人バンクの移管の手続きを経て、バンク登録の移管をしていただくことができます。

《大阪府内の市民後見人実施市町（17市4町）》

池田市・豊中市・高槻市・茨木市・枚方市・門真市・東大阪市・八尾市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・大阪狭山市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町

市民後見人バンク登録者に対して行う継続研修は、大阪市・堺市はそれぞれ単独で行っていますので、そちらの研修に参加していただきます。それ以外の市町村は、引き続き大阪府社協が行う研修に参加していただくことになります。